

## **[事案 29-340] 配当金支払等請求**

・平成 30 年 10 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

設計書の記載どおりの積立配当金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成元年 4 月に契約した終身保険について、契約時に設計書に基づいて説明を受けたものであり、設計書に記載された積立配当金額を支払うことが契約の内容であるので、設計書記載の金額の積立配当金を支払ってほしい。また、平成 28 年 4 月に本契約の特約部分を解約したはずであるので、同月に解約した場合に支払われるべき解約返戻金と既払金との差額および未経過保険料を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約の内容は定款・約款で定まるものであり、約款に記載のとおり配当金は一定額の発生が確定されている性質のものではなく、配当金の積立利率は固定の利率ではないため、設計書に記載されている金額の積立配当金を支払うことが契約の内容ではない。
- (2) 設計書自体にも積立配当金額が変動することが明記されている。
- (3) 申立人が、平成 28 年 4 月に、本契約の特約部分を解約する旨の意思表示をしたことはない。また、本契約は保険法施行以前の契約であり、約款にも未経過保険料の返還は規定されていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書に記載された積立配当金額を支払うことが本契約の内容であるとは認められず、また、平成 28 年 4 月に解約が成立したとも認められなかった。その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。